

## 第4章

### 各基本目標と取組

## 基本目標 I

# 誰もが尊重される 社会をめざします

### 個別目標 I - 1

#### 人権尊重とジェンダー平等意識の向上

- ①人権尊重の意識づくり
- ②固定的な性別役割分担意識の解消
- ③教育の場における理解促進

### めざす姿

- ①すべての区民が互いの人権を尊重し、多様な生き方や価値観を認め合い、差別や偏見のない意識が醸成されています。
- ②性別にかかわらず、誰もが自分らしく暮らし、学び、働くことができ、固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれない考え方が定着しています。
- ③学校等教育の場において、人権や男女共同参画に関する理解が進み、誰もが性別にかかわらず未来を選択でき、自分らしく生きられる社会が実現しています。

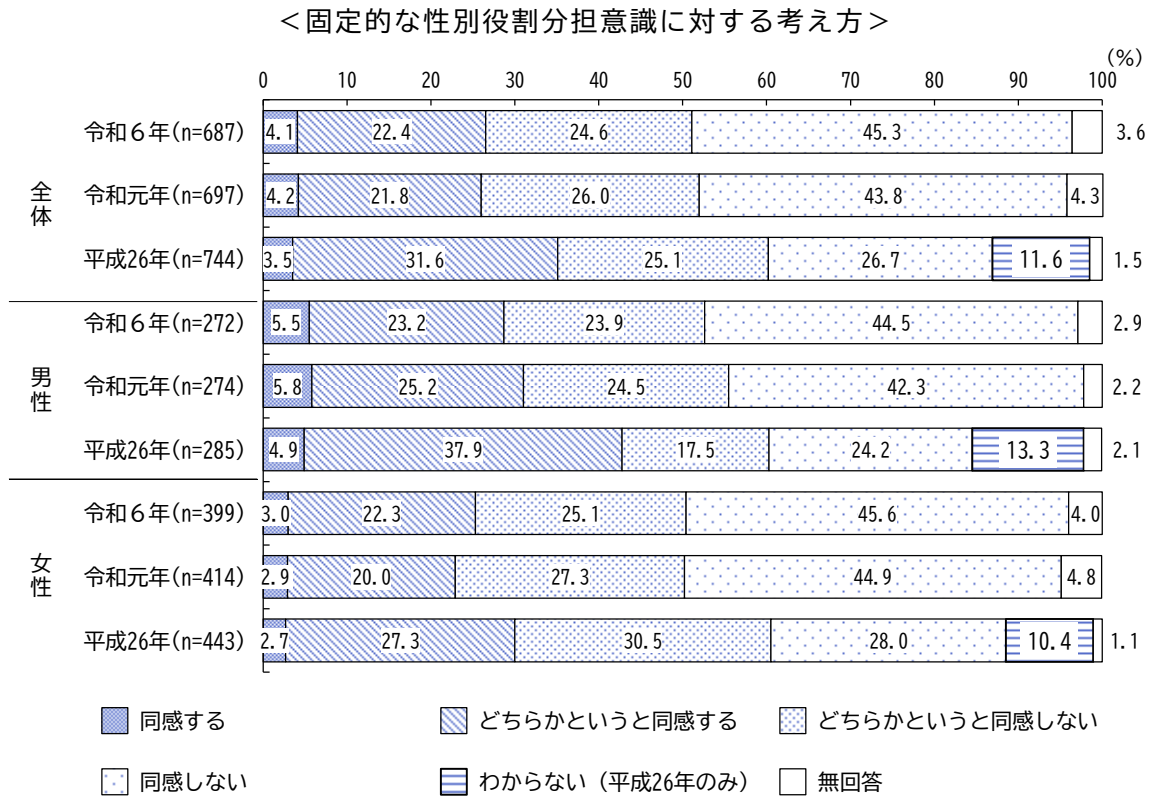
#### コラム アンコンシャス・バイアスとは

アンコンシャス・バイアスとは、「無意識の思い込み」とも表現され、何かを見聞きした時などに無意識に「こうだ」と思い込むことをいいます。過去の経験や見聞きしたことなどから、自分の解釈により物事を決めつけてしまうことで、日常のあらゆる場面で起こりうるものです。例えば、血液型で人の性格を想像してしまったり、「男だから」「女だから」と性別で決めつけたりと、身近な場面で起こっています。

アンコンシャス・バイアスは誰にでもあり、それに気付かずに発せられた言動で相手を傷つけ、不快な思いをさせてしまったり、自分の可能性を狭めたりすることがあります。そのため、まずは「自分にも思い込みがあるかもしれない」と意識することが大切です。男女共同参画を進めていくためにも、一人ひとりがアンコンシャス・バイアスを理解し、日頃から注意をしていくことが重要です。

## 現状と課題

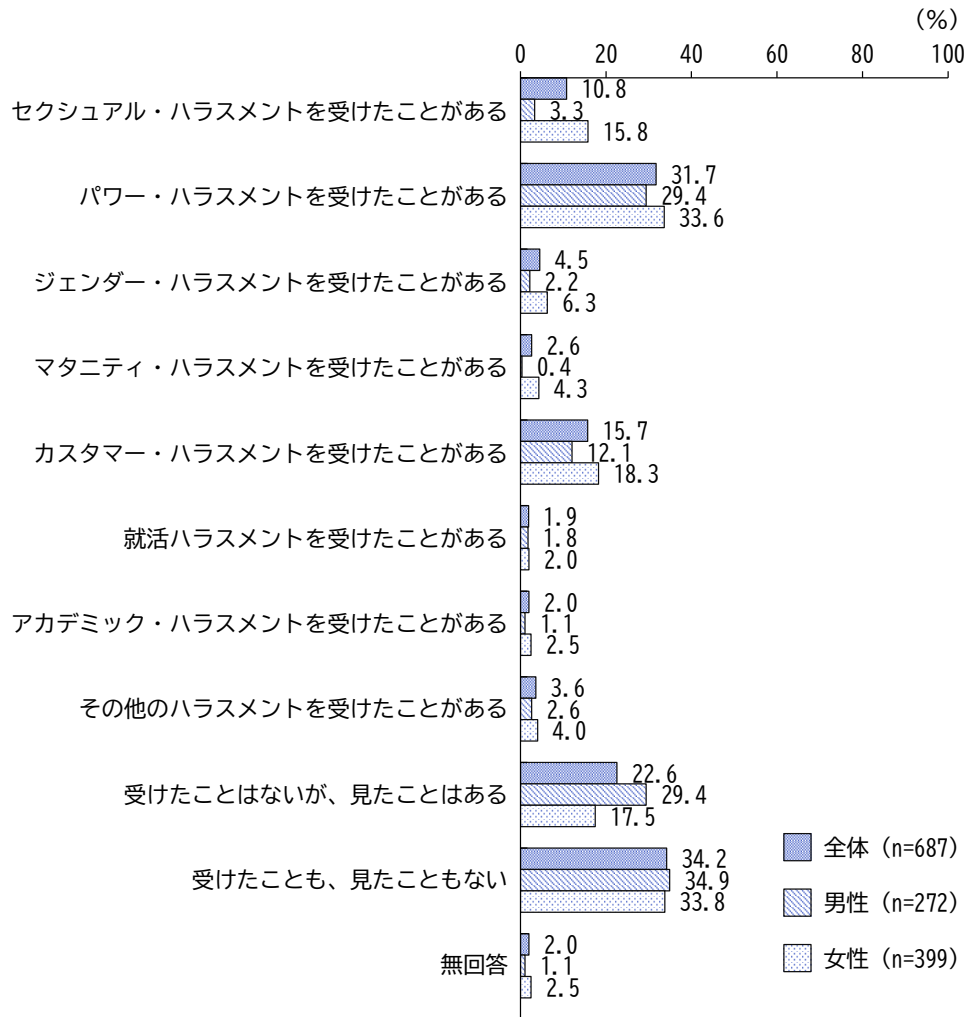
- 大田区男女共同参画に関する意識調査において、「男は外で働き、女は家庭を守るべきだ」という考え方に「同感しない」と答えた人は、令和元（2019）年は 69.8%、5年後の令和6（2024）年は 69.9%と、ほとんど数値に変化はありませんでした。これにより、男女共同参画の意識が進まずに、依然として固定的な性別役割分担意識が残っていることが推察され、更なる理解啓発が必要であることがわかります。



出典：「大田区男女共同参画に関する意識調査」大田区 令和6年

- 令和6（2024）年の意識調査では「過去5年間に職場や学校等でハラスメントを受けたことや見たことはあるか」という問いに対しては、「受けたことも、見たこともない」が34.2%と最も多く、次いで「パワー・ハラスメントを受けたことがある」が31.7%、「受けたことがないが、見たことはある」が22.6%と、パワー・ハラスメントの被害者や目撃者が3～4人に1人いることがわかります。職場や学校でのハラスメント防止については、働く人（従業員）や児童・生徒に対しての取組だけでなく、事業者や学校への働きかけや理解啓発、被害者からの相談を受ける体制づくりが大切です。

<ハラスメントを受けたり見たりした経験>



出典：「大田区男女共同参画に関する意識調査」大田区 令和6年

## 施策の方向性

### 1 人権尊重の意識づくり

男女共同参画社会の実現には、性別をはじめとした様々な違いにより差別されることなく、一人ひとりの人権が尊重されることが重要です。人権侵害となる誹謗中傷や、高齢者・障がい者・子どもに対する虐待、職場や家庭におけるハラスメントなどを防止するため、ホームページやポスター等様々な機会を捉え、意識啓発を行います。

### 2 固定的な性別役割分担意識の解消

個人の能力とは関係のない性別を理由とした固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画を推進していくため、幅広い世代への広報・啓発活動を進めるとともに様々な情報を収集し、発信します。



男女共同参画のための情報誌「パステル」

### 3 教育の場における理解促進

学齢期からの男女共同参画意識を育むため、学校教育においては人権教育を推進します。また、社会教育においては広く地域の区民に向けて意識醸成を図ります。

◆連携する計画：おおた教育ビジョン等

## 重点事業

No.	事業名	事業内容	所管課
1	区民への人権意識の啓発	人権講演会、パネル展、啓発冊子など、様々な方法と機会を活用して、人権尊重の意識が高まるよう取り組みます。	人権・男女平等推進課
2	男女共同参画に関する啓発	アンコンシャス・バイアスなど、性に基づく固定的な役割分担意識を解消するため講座や展示等による啓発を進めます。	人権・男女平等推進課
3	男女共同参画に関する情報誌等の作成・配布	情報誌「パステル」の発行や区報特集号、ホームページ等を通じて、男女共同参画の視点を持ち、親しみやすくわかりやすい情報の提供に努め、男女共同参画の意識づくりを図ります。	人権・男女平等推進課
4	男女平等の視点に立った職員の研修及び意識啓発	男女平等の視点に立った事業執行ができるよう職員研修を実施し、職員の育成を推進します。また、あらゆる機会を捉えて、職員一人ひとりが男女共同参画社会の実現に向けての認識と理解を深めるよう意識啓発を図ります。	人事課

No.	事業名	事業内容	所管課
5	男女共同参画の視点に立った社会教育事業	社会教育・生涯学習事業の実施において、男女共同参画の視点で取り組みます。	地域力推進課 教育総務課
6	小・中学生への人権意識の啓発	区発行の啓発冊子にて様々な人権について学ぶとともに、ポスターや標語、作文の作成などを通じて人権意識の啓発を図ります。	人権・男女平等推進課 指導課
7	区立学校における多様な悩みのある児童・生徒の支援	ヤングケアラーやLGBTQなど多様な悩みのある児童・生徒が、それぞれの悩みに応じた相談や支援につながるとともに、安心して学校に通い、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばす教育を受けられるように支援します。	指導課
8	道徳教育の推進と人権教育研修	豊かな情操や道徳心を培う道徳教育を推進するとともに、各学校において、人権教育の全体計画を作成し、教員が人権教育の意義やねらい、人権課題に対する理解を深めるための研修を実施します。	指導課

## 関連指標

指標項目	現状値	目標値
今の日本は、人権が尊重されている社会だと思う区民の割合	令和7年度 70.5%	令和12年度 75%
「男は外で働き、女は家庭を守るべきだ」という考え方に同感しない区民の割合	令和6年度 69.9%	令和11年度 85%
社会全体における男女の地位は平等であると思う区民の割合	令和6年度 18.2%	令和11年度 30%

## 多様な個性を認める意識の醸成

- ①ジェンダー平等と多文化共生の推進
- ②多様な性に関する理解推進

[関連法] 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

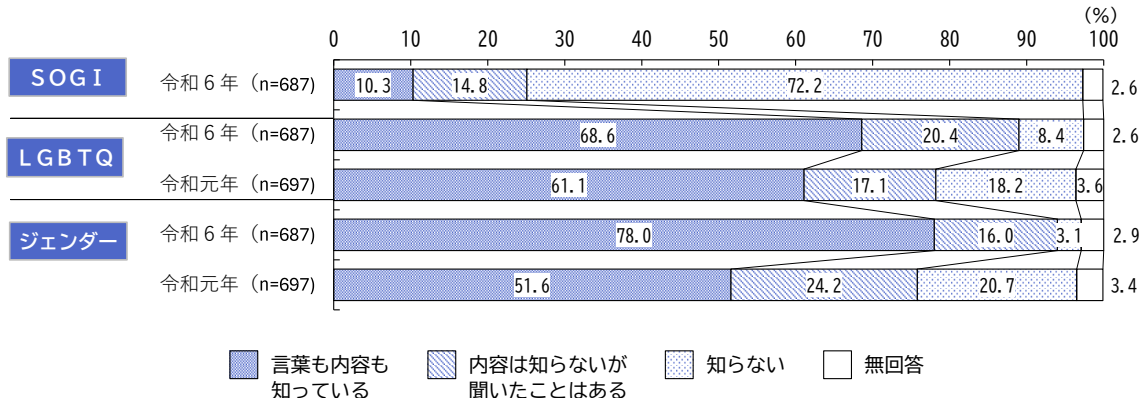
### めざす姿

- ①外国人への理解が進むとともに、外国人自身が日本の生活習慣や文化、区の男女共同参画に関する取組等を理解し、相互協力関係にある共生社会が形成されています。
- ②誰もが性的指向や性自認等の違いによる多様性を尊重し、互いに認め合う社会が実現しています。

### 現状と課題

- 大田区在住の外国人数は、第2章に掲載（14 ページ「区内在住の外国人数」）のとおり、令和3（2021）年と令和4（2022）年に一時減少したものの、それ以外は年々増加し、令和7年1月には3万2千人を突破しています。これらの外国人が、生活や文化の違いを理解するとともに、区の男女共同参画に関する取組についても理解できるよう、多言語化対応や相談体制における工夫などが必要です。
- 令和5（2023）年に性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（理解増進法）が成立したことにより、多様な性について取り上げられる機会が増えましたが、インターネット上などにはSOGI（SOGIE）やLGBTQ（LGBTQ+）に関する偏見や間違った情報も混在しており、今後も正しい理解に向けての情報発信が重要です。
- 「SOGI」や「LGBTQ」など、性の多様性に関する用語についての認知度は、男女共同参画に関する意識調査において、「LGBTQ（前はLGBT）」については、61.1%（令和元年）から68.6%（令和6年）へと増加しており、認知度、内容理解度ともに高くなっています。

<性の多様性に関する用語の認知度>



※「SOGI」は令和6（2024）年調査から追加

出典：「大田区男女共同参画に関する意識調査」大田区 令和6年

## 施策の方向性

### 1 ジェンダー平等と多文化共生の推進

区内在住の外国人が、言語や文化・価値観の違いにより、地域で孤立しないよう、相談体制を整備するとともに、外国人に向けての男女共同参画に関する区の取組についての理解促進を図ります。

### 2 多様な性に関する理解推進

一人ひとりが多様な性について理解し、性的マイノリティに対する誤解や偏見、差別をなくすよう、意識啓発を図ります。



多様な性の理解に関する研修の様子

◆連携する計画：「国際都市おおた」多文化共生推進プラン

## 重点事業

No.	事業名	事業内容	所管課
1	相談・情報提供	多言語相談窓口において、生活相談や生活情報支援を行います。また、区や国際都市おおた協会のホームページ等において、外国人区民が必要とする災害時情報等を発信します。	地域力推進課
2	外国人に向けた男女共同参画の啓発	外国人が区の男女共同参画の取組を理解できるよう、ホームページや冊子などで多言語による案内など、わかりやすい啓発を実施します。	人権・男女平等推進課
3	区民への多様な性に関する啓発	性的指向や性自認による差別を防ぐため、ポスター展やホームページ等により広く啓発を進めます。	人権・男女平等推進課
4	多様な性に関する職員の理解推進	性的マイノリティへの窓口対応における配慮事項などについて、区職員を対象とした職員研修を行います。	人権・男女平等推進課

## 関連指標

指標項目	現状値	目標値
日本人と外国人が互いに認めあい、暮らしていると思う区民の割合	令和7年度 日本人 50.8% 令和4年度 外国人 79.8%	令和12年度 日本人 62.0% 外国人 86.8%
「LGBTQ」「SOGI」について、言葉も内容も知っている区民の割合	令和6年度 LGBTQ 68.6% SOGI 10.3%	令和11年度 LGBTQ 75% SOGI 30%

### コラム SOGI、LGBTQとは

SOGIとは、性的指向と性自認の英語の頭文字をとった言葉です。下記の図のとおり、LGBTQが特定の性的マイノリティを示すのに対し、SOGIは人間の性を構成する要素であり、LGBTQもそうでない人も含むすべての人にあてはまる「属性」です。

SOGIのあり方はグラデーションのように多様であり、下記の図の分類に限られるものではありません。また、最近では自分の性をどう表現するかを示す「性表現 (Gender Expression)」も含めて「SOGIE」(ソジー)とも表現されます。

#### SO (Sexual Orientation)



どのような性別の人に恋愛・性的感情を抱くか

ヘテロセクシュアル (Heterosexual)  
異性愛者

**L** レズビアン (Lesbian)  
女性同性愛者

**G** ゲイ (Gay)  
男性同性愛者

**B** バイセクシュアル (Bisexual)  
両性愛者

アセクシュアル (Asexual)  
恋愛や性的な感情を誰に対しても抱かない人

⋮

**Q** クエスチョニング (Questioning)  
性的指向や性自認といった自分の性のあり方が決まっていない、決められない、探求している人

#### GI (Gender Identity)



自分の性別をどのように認識しているか

シスジェンダー (Cisgender)  
生物学的性と性自認が一致している人

**T** トランスジェンダー (Transgender)  
生物学的性と性自認が異なる人

エックスジェンダー (Xgender)  
「中性(男女の間)」「両性(男女両方)」「無性(どちらでもない)」「不定性(流動的)」など、性自認が男性・女性の二元的な枠にあてはまらない人

## 基本目標Ⅱ

# 安全・安心に

# 過ごせるまちを築きます

### 個別目標Ⅱ－1

## ジェンダーに基づく暴力（GBV）の根絶

（GBV：Gender - based Violence）

【大田区配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画】

- ①あらゆる暴力の防止に関する意識啓発
- ②配偶者等からの暴力における被害者の保護・支援

〔関連法〕 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

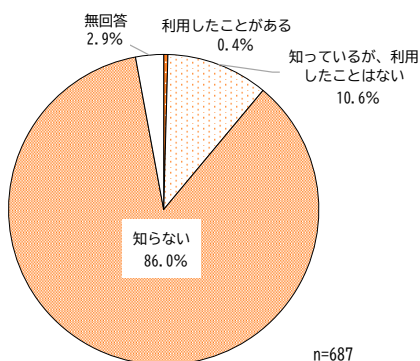
## めざす姿

- ①誰もがあらゆる暴力や性暴力、虐待や人権侵害に対して「暴力はゆるさない」という意識を持ち、安心して生活していく環境が実現しています。
- ②配偶者等からの暴力(DV)で保護が必要な方に対して、関係機関が相互に協力し、迅速な支援がいつでも提供できる体制が整備されています。

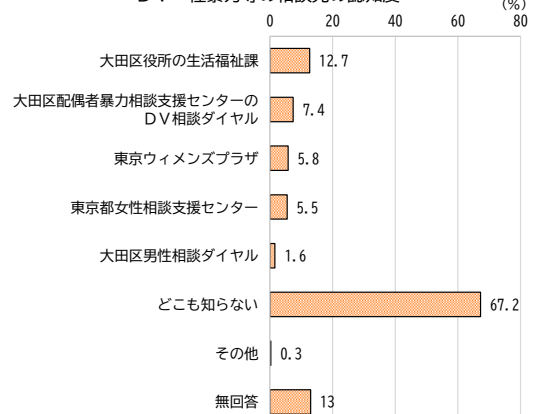
## 現状と課題

- 第8期プランでは、「女性のためのたんぽぽ相談」及び「DV相談ダイヤル」の認知度の目標をそれぞれ20%、13%とし、周知に取り組んできましたが、令和6（2024）年の区民意識調査では11.0%、7.4%と、プラン策定時の令和元（2019）年の数値である11.4%と7.9%と比較して、逆にやや減少しているという結果でした。

<女性のための「たんぽぽ相談」の認知度>



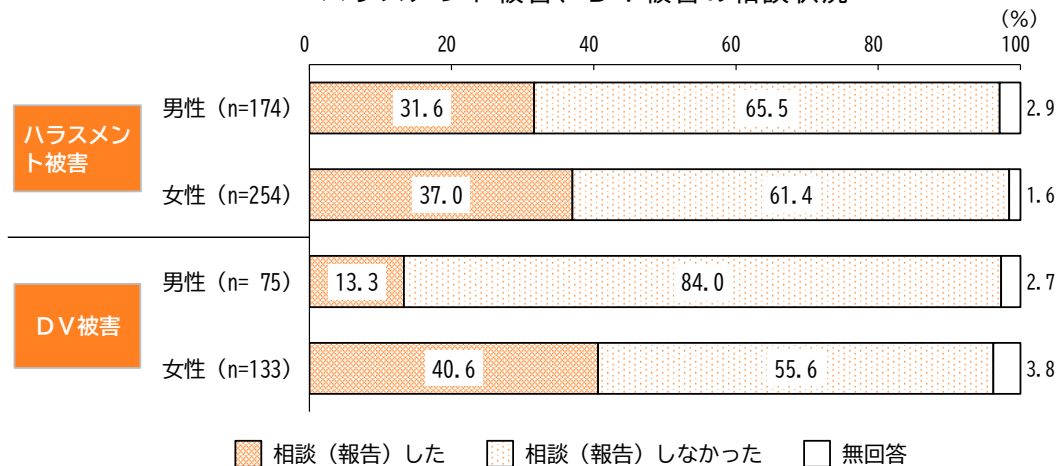
<DV・性暴力等の相談先の認知度>



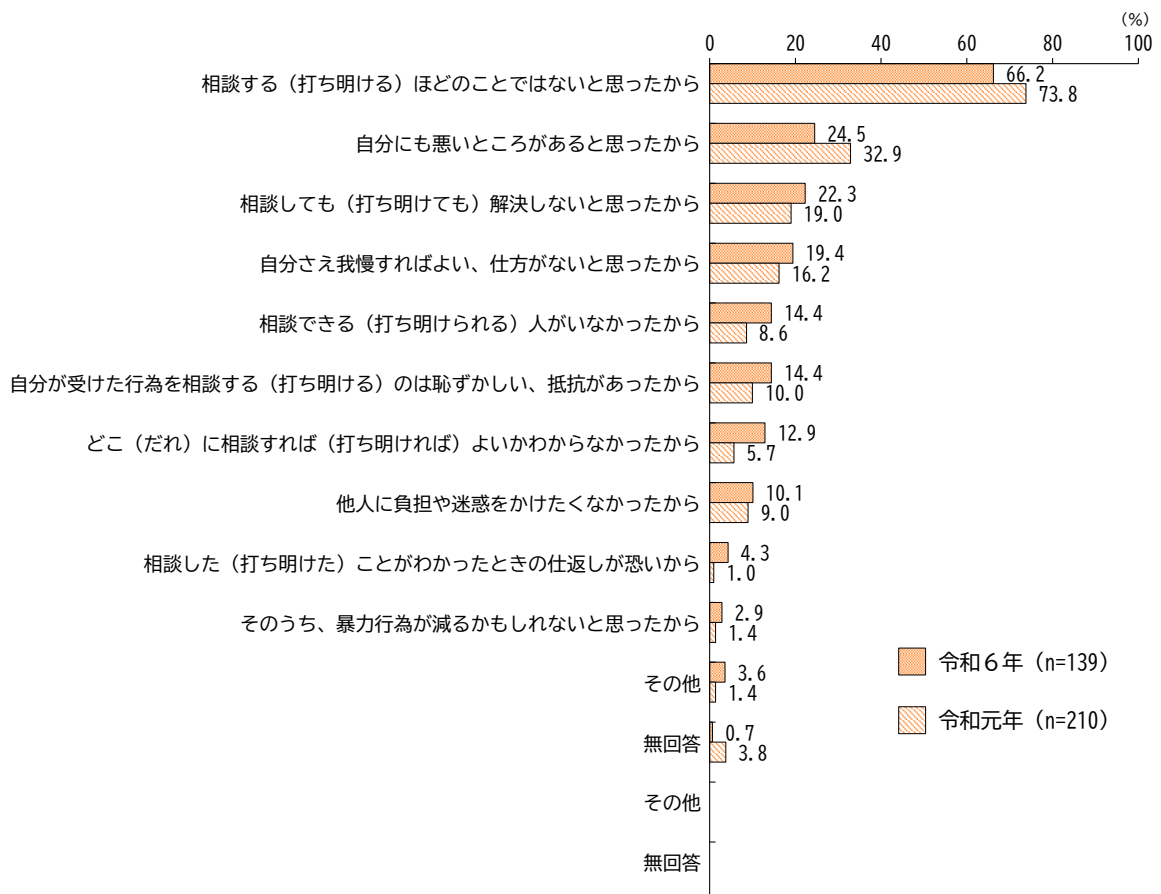
出典：「大田区男女共同参画に関する意識調査」大田区 令和6年

●令和6（2024）年の意識調査では、男女ともにDVの被害経験を相談しなかった人が過半数を占めています。その理由として「相談する（打ち明ける）ほどのことではないと思ったから」が66.2%と最も高く、「自分にも悪いところがあると思ったから」も24.5%で続いています。被害を重く捉えられなかったり、自分を責めたりするケースがうかがえることから、DV等の暴力に関する正しい周知啓発をより強化する必要があります。「解決しないと思ったから（22.3%）」のほか、「どこに（だれに）相談すれば（打ち明ければ）よいかわからなかった（12.9%）」という理由も挙げられており、被害者に寄り添った相談支援に加え、相談先の周知強化を図る必要があることがわかります。

＜ハラスメント被害、DV被害の相談状況＞



＜DV・性暴力等を相談しなかった理由＞



出典：「大田区男女共同参画に関する意識調査」大田区 令和6年

- すべての人が安全・安心に暮らすことのできる地域社会を実現するためには、あらゆる暴力の根絶と、困難な状況に置かれている人々への支援が欠かせません。特に、配偶者等からの暴力（DV）や性暴力等は、人権を著しく侵害するものであり、その防止と被害者への切れ目のない支援が求められています。

## 施策の方向性

### 1 あらゆる暴力の防止に関する意識啓発

ジェンダーに基づくあらゆる暴力を防止するため、セミナーや講座の開催、若い世代からの教育等、理解啓発を推進し、相談機関の周知を図ります。また、こどもが性暴力を認識し、被害に遭った場合は大人に相談することができるよう相談体制の整備や、こどもがインターネットで性犯罪等に巻き込まれないためのメディアリテラシー向上の取組を進めます。



パープルリボンツリーの展示によるDV防止啓発

### 2 配偶者等からの暴力における被害者の保護・支援

配偶者等から暴力を受けた被害者への相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携を強化し、適切な支援につなげます。こどもの目前での配偶者等からの暴力は児童虐待にあたるため、保育所、幼稚園、学校、警察、医療機関等との連携や相談体制の強化を進める必要があります。

◆連携する計画：おおた教育ビジョン、大田区こども未来計画、大田区地域福祉計画等

## 重点事業

No.	事業名	事業内容	所管課
1	暴力防止に関する講座の実施	デートDV、ストーカー、性犯罪防止等について、暴力は重大な人権侵害であるという認識が広く共有されるよう講座等を実施します。	人権・男女平等推進課
2	若い世代に向けた啓発と教育の推進	性的な事件の被害者にも加害者にもならないように、学校において情報モラル教育を推進します。	人権・男女平等推進課 指導課
3	被害の早期発見及び相談	各種相談事業において、被害者の状況に合わせて相談を受け、関係機関と連携を図ることで適切な機関に早期につなげます。 窓口（参考）：DV相談ダイヤル、婦人相談、すこやか赤ちゃん訪問事業・乳幼児健診、こどもと家庭に関する総合相談、子育てひろば・子育て相談、教育相談、区民相談、多言語相談窓口等	人権・男女平等推進課 各生活福祉課 各地域健康課 おおたこども家庭センター 各こども家庭センター 教育センター 広聴広報課 地域力推進課

※組織改正により、令和8（2026）年8月（予定）から、子ども家庭支援センターは、おおたこども家庭センターとなります（以下、同じ）。

No.	事業名	事業内容	所管課
4	安全確保及び生活支援	<p>緊急保護を要する女性や母子については、各関係機関・民間団体と連携を図り、世帯の安全確保に努めます。こどもの保護が必要な場合は、児童相談所に一時保護を依頼します。</p> <p>また、被害者の状況に合わせ適切な機関を案内し、困窮状況により生活保護の相談につなげるほか、学校及び保育園等の申込みや離婚の手続き、居所の相談、就労支援、保護命令の制度等についても情報提供し、必要に応じて同行等の支援を行います。</p>	各生活福祉課
5	こどもへの支援体制の整備	<p>住民登録のない被害者のこどもに乳幼児健診や予防接種を実施し、保健所及び出張育児相談等で相談に応じます。就学前児童は、保健師や予約制の心理相談により心理面の相談に応じます。なお、住民登録のない被害者が妊娠している場合、妊婦健診について相談に応じます。</p> <p>また、配偶者間の暴力などで心理的な虐待を受けたこどもや、両親等からの身体・ネグレクトなどの虐待を受けたこどもに対し、早期に訪問等の支援を行います。</p>	感染症対策課 各地域健康課 おおたこども家庭センター 各こども家庭センター
6	配偶者暴力相談支援センターの運営	<p>配偶者暴力相談支援センターの事務局として、DVに関することや被害者への支援について情報提供するとともに、DV被害者が安心して生活ができるよう支援体制の調整等を行います。</p>	人権・男女平等推進課
7	警察署等と連携した被害者保護	<p>被害者に適切な保護と支援が行われるよう、関係機関との連携強化に努めます。特に警察署等と連携会議等を通して、情報共有のあり方を検討し円滑な支援につなげます。</p>	人権・男女平等推進課 各生活福祉課

## 関連指標

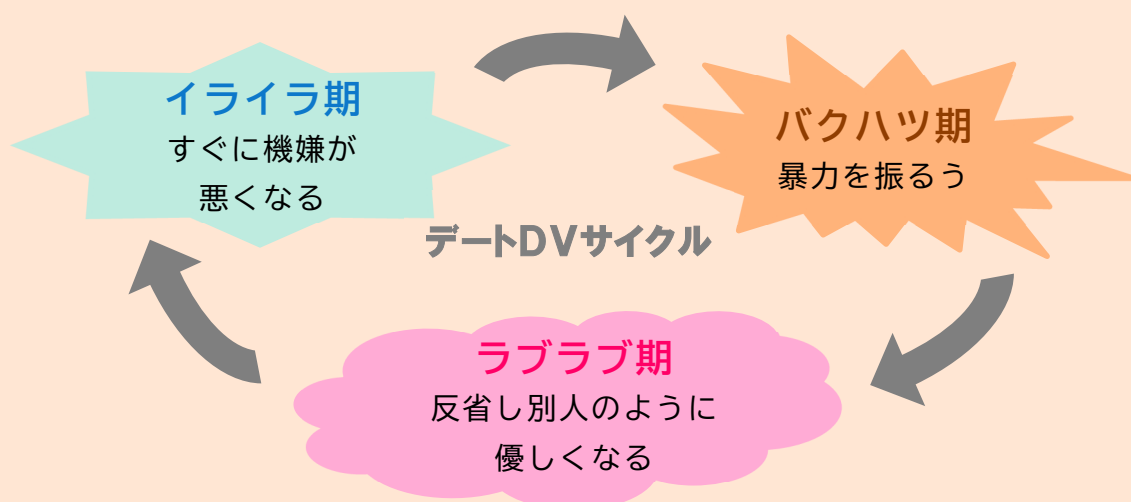
指標項目	現状値	目標値
大田区「DV相談ダイヤル」の認知度 ※本指標で使用している調査結果は、「区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査」によるもので、24ページ及び44ページの調査結果とは出典が異なります。	令和7年度 19.6%	令和12年度 36%
DVを受けた経験のある人のうち、誰にも相談していない区民の割合	令和6年度 66.2%	令和11年度 40%

### コラム デートDVとは

デートDVとは、恋人の間で起こる暴力のことです。DVと同じく、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力など様々な暴力の形態が存在します。これらの様々な形態の暴力は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こります。最大の問題点は、見えにくく、気づきにくいことです。恋人同士だからこそ「愛されているから」「嫉妬は当たり前」と思い込み、暴力を受け入れてしまうことがあります。

また、何かのきっかけで暴力を振った後、しばらくは優しくなる「ラブラブ期」があるため、被害者は「(加害者が)反省してくれた」「互いに愛し合っているのだ」と感じ、支配されている状況から抜け出すことが難しくなります。しかし、デートDVは、一定のサイクル(下図参照)を繰り返しながら、暴力がエスカレートする恐れがあります。

デートDVについて正しく理解し、早い段階で「これはおかしい」と気づくことが重要です。また、自分で解決することが難しい問題であることから、ひとりで悩まず、信頼できる人や相談窓口にご相談することが大切です。



## ジェンダーの視点に立った生活上の困難に対する支援

【大田区困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】

- ①生活上の困難を抱えた女性等への支援
- ②関係機関等と連携した支援体制の強化

[関連法] 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、孤独・孤立対策推進法

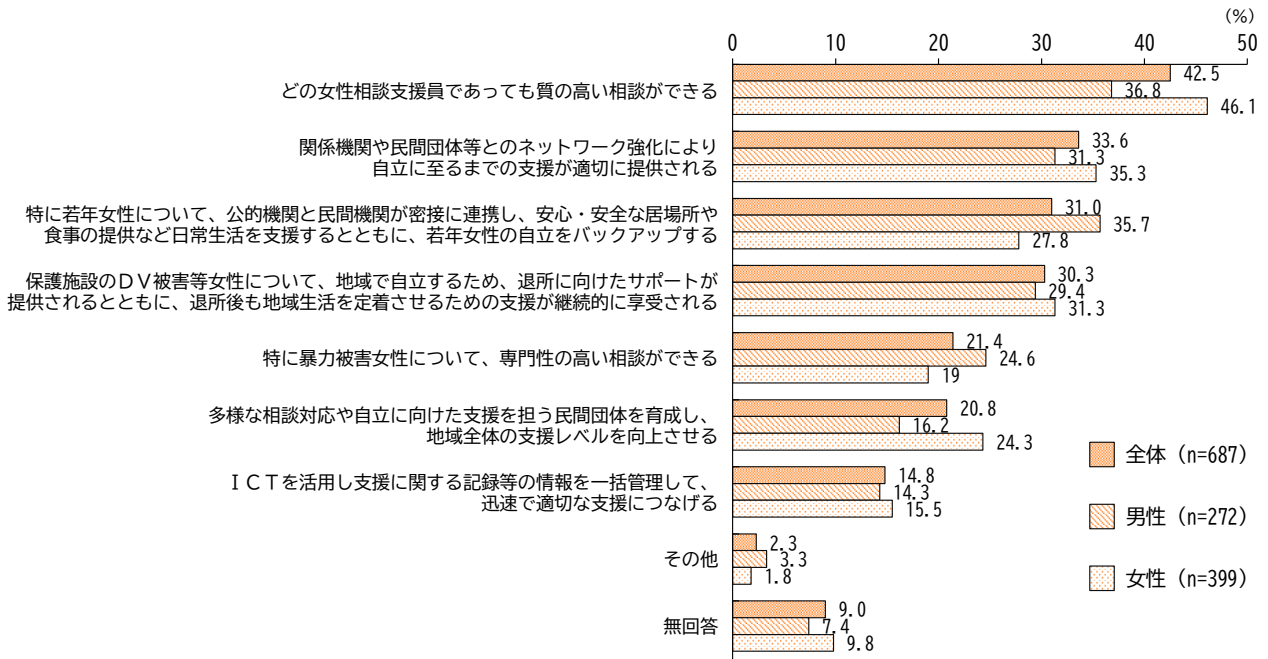
### めざす姿

- ①区の相談機関や支援機関が、悩みを抱える女性等の相談にいつでも対応でき、問題の解決に役立っています。
- ②様々な困難な問題を抱える人への支援が、各関係機関の連携により、迅速かつ丁寧に実施されています。

### 現状と課題

- 婦人保護事業は、昭和 31（1956）年に売春防止法が制定され、売春を行うおそれのある女子を保護する目的で開始されました。その後およそ 70 年が経ち、現在では生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭内の様々な問題など、ジェンダーに関わる課題は複合化、複雑化しています。また、これらの問題に加えて、人種や性別、障がいの有無、性的指向、性自認などに関連し、差別が重なる複合差別や交差性（Intersectionality）にも配慮が必要となりました。それらの社会背景により、多様な問題を抱えた女性への支援に関する新しい法律の必要性が指摘されるようになり、令和 4（2022）年 5 月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され、令和 6（2024）年 4 月に施行されました。今後、各種講座やセミナー、区報やホームページ等、様々な媒体を活用し、困難な問題を抱える女性等に対する支援窓口の更なる周知啓発が必要です。
- 若年層においては、家にも学校にも居場所がなくなり、インターネットや SNS で居場所を求め、犯罪等に巻き込まれるおそれがあります。
- 高齢者については、我が国の高齢化率（65 歳以上の人口比率）は 29.3%（令和 6 年 10 月 1 日現在）と高齢化が進んでいます。特に単身の女性は、それまでの働き方や男女間の雇用格差の影響により経済的に困難な状況に陥りやすい状況です。また、男性については地域社会とのつながりに乏しく孤立しやすいという問題があります。
- 対象者の把握から自立までの多様な支援を切れ目なく包括的に提供し支援するため、関係機関と連携した支援体制の強化が重要です。

## < 困難な問題を抱えている女性への支援について強化・追加を望む事業 >



出典：「大田区男女共同参画に関する意識調査」大田区 令和6年

## 施策の方向性

### 1 生活上の困難を抱えた女性等への支援

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営むうえで困難な問題を抱える女性等について、相談対応や事業の周知・啓発を行います。

### 2 関係機関等と連携した支援体制の強化

困難な問題を抱える女性等に対して、迅速に適切な支援につなげられるよう、関係機関や民間団体等との連携体制を強化します。

- ◆連携する計画：大田区地域福祉計画（大田区高齢者福祉計画等を含む）、大田区こども未来計画等

## 重点事業

No.	事業名	事業内容	所管課
1	女性のための相談	自分自身の生き方や性格、夫婦や親子などの家族・親族関係、職場や学校などでの人間関係、心身の不調や女性特有の病気、仕事、適職、各種ハラスメントやキャリアアップなどの仕事関係等、女性の様々な悩み相談を受けるとともに、必要に応じて専門相談窓口を案内します。	人権・男女平等推進課
2	女性相談・家庭相談の実施	様々な事情により困難な問題を抱えた女性や母子世帯に関する相談に対応します。また、家庭内の様々な悩みや心配事などの相談を受け、適切な助言を行います。	各生活福祉課
3	母子生活支援施設への入所	こどもの養育が十分にできない母子世帯を、母子生活支援施設において、自立促進に向けて支援を行います。	各生活福祉課
4	子ども・若者相談及び居場所事業	様々な困難を抱える区内在住・在勤・在学の概ね15歳から39歳までの子ども・若者及びその家族を対象に、相談窓口を設置し、関係機関と連携して適切な支援につなげます。また、気軽に立ち寄れる居場所を併設し、交流や体験活動を通じて社会的自立を支援します。	おおた子ども家庭センター
5	男性相談ダイヤル	男性のための電話相談窓口です。家庭のことや自分自身の生き方、職場での人間関係、その他様々な悩みに専門の男性相談員が対応しています。	人権・男女平等推進課
6	関係自治体及び民間団体等との連携推進	支援を必要とする方に適切な支援が届くよう関係自治体間において相互に連携を図ります。また、支援活動を行っている民間団体等との連携に向けた方策を検討します。	人権・男女平等推進課 各生活福祉課
7	支援調整会議等による連携体制の構築	支援調整会議等により関係機関で情報を共有するとともに、個別事例の対応を協議し、相談者の意思に寄り添った適切な支援につなげます。	人権・男女平等推進課 各生活福祉課

## 関連指標

---

指標項目	現状値	目標値
子育てに悩んだり困ったりした時に相談できる人、又は、相談できる場所がある区民の割合	令和7年度 84.5%	令和12年度 95%
自分は孤独だと感じる区民の割合	令和6年度 男性 27.6% 女性 26.1%	令和11年度 男性 20% 女性 20%

## 防災・復興における男女共同参画の推進

- ①防災・復興現場における女性の参画拡大
- ②男女共同参画の視点に立った災害対応と避難所等の運営

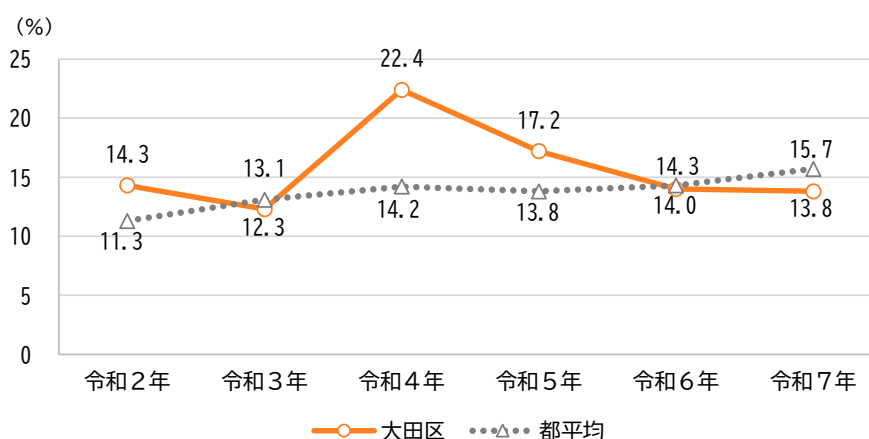
### めざす姿

- ①防災会議等、区の防災や復興に関する方針決定過程において、全体の委員のうち半数近くを女性委員が担う中で、男女共同参画の視点を取り入れた様々な取組が進められています。
- ②避難所運営等に若年層を含めた女性が参画し、女性と男性のニーズ等の違いに配慮した支援が行われています。

### 現状と課題

- 国の第5次男女共同参画基本計画（令和2（2020）年12月に閣議決定）では、区市町村の防災会議における女性委員比率の目標は、令和7（2025）年までに30%となっています。これに対し大田区では、令和3（2021）年は12.3%でしたが令和4（2022）年は22.4%と大きく拡大しました。しかし、その翌年は低下し、令和7（2025）年には13.8%と、都の平均（15.7%）より低くなっています。

<防災会議における女性委員比率>



出典：「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」  
内閣府男女共同参画局 令和7年度

- 災害時におけるニーズや配慮すべき点は、女性と男性とでは異なり、避難所での対応などに男女双方の視点を反映していく必要があるため、防災分野への女性の参画を今後も推進することが重要です。

## 施策の方向性

### 1 防災・復興現場における女性の参画拡大

区の防災会議等、防災や復興に関する方針決定過程における女性委員の参画を拡大し、防災担当の女性職員の増員や、女性防災リーダー等の人材育成に取り組みます。

### 2 男女共同参画の視点に立った災害対応と避難所等の運営

拠点本部への積極的な女性の参画を図り、女性から見た視点や避難所等での女性への配慮など、ジェンダーを考慮した計画づくりを行います。また、大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）において防災に係る講座や展示を実施し、男女共同参画の視点による防災の考え方について啓発します。発災後は、避難所等では出しにくい女性の声を受け止める意見交換の場を大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）にて開設します。

◆連携する計画：大田区地域防災計画等

## 重点事業

No.	事業名	事業内容	所管課
1	方針決定過程への女性の参画促進	防災・復興分野に男女共同参画の視点を取り入れていくため、大田区防災会議などの方針決定過程において、委員の男女比ができるだけ均衡するよう女性委員の参画を促進します。	防災危機管理課
2	防災関連有資格女性の拠点への配置	女性防災士、防災コーディネーター、女性防災リーダー、防災スペシャリスト等、防災危機管理課及び各学校防災活動拠点に配置された職員の防災分野における資格取得推進をめざします。	防災危機管理課
3	女性資格者等の養成	防災分野における女性資格者等（女性防災士、防災コーディネーター、女性防災リーダー、防災スペシャリストなど）を養成します。	防災危機管理課
4	男女共同参画の視点に立った避難所運営	男女共同参画の視点に立った避難所の運営を実施するため、学校防災活動拠点標準マニュアル等を整備します。	防災危機管理課
5	女性の視点を反映した防災対策や避難所の運営（学校防災活動拠点事業）	自治会・町会を主とした地域住民が運営主体となる「学校防災活動拠点」に対して、災害時に協力体制を築けるよう活動を支援し、女性の視点を反映した防災・防犯対策や避難所運営を推進します。	地域力推進課

No.	事業名	事業内容	所管課
6	男女共同参画の視点での防災等対策に関する周知・啓発	男女共同参画の視点での防災等対策に関するセミナーの開催など、周知・啓発事業を実施します。	人権・男女平等推進課



エセナおおたでの展示・啓発の様子

## 関連指標

指標項目	現状値	目標値
男女共同参画の視点を取り入れた「各学校防災活動拠点活動マニュアル等」の整備数	未調査 (今後調査予定)	令和12年度 全91か所
区女性職員における防災の資格取得者数等	令和6年度 5人以下	令和12年度 10人以上
防災会議・部会の開催回数及び女性委員の割合	令和6年度 開催回数年2回 女性委員14.0%	令和12年度 開催回数年3回 女性委員30%

## 基本目標Ⅲ

# 誰もが活躍できる 環境づくりを応援します

### 個別目標Ⅲ－１

## 仕事と家庭の両立に向けた取組の強化

### 【大田区女性の職業生活における活躍推進計画】

- ①女性の活躍推進及び就労支援・就労継続支援
- ②子育て世代・介護者への支援
- ③政策・方針決定の場における女性の参画促進

〔関連法〕女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

## めざす姿

- ①あらゆる分野での女性の参画拡大が進み、女性も男性も性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが無い社会が実現しています。
- ②子育てや介護に関する支援事業が充実しており、計画的な活用だけでなく急に利用したい場合であっても対応する受け皿的的事业があるため、誰もが安心して子育て・介護をしながら就労が継続できています。

## 現状と課題

- 区では審議会等における女性委員の割合を高めるよう働きかけてきましたが、令和7年度の女性比率では、都の目標(40%以上)に届かないばかりか、都内平均(31.3%)より低い、24.4%でした。

### 【大田区の女性登用状況】 ( ) 内は特別区(データがないため一部22区)中の順位

審議会等	委員会等	防災会議	管理職総数 (うち一般行政職)	自治会長
24.4%	23.1%	13.8%	16.4%	8.7%
(21位/23区)	(16位/23区)	(13位/23区)	(14位/23区)	(15位/22区)

※審議会等については地方自治法(第138条の4、第202条の3)に基づくものが該当

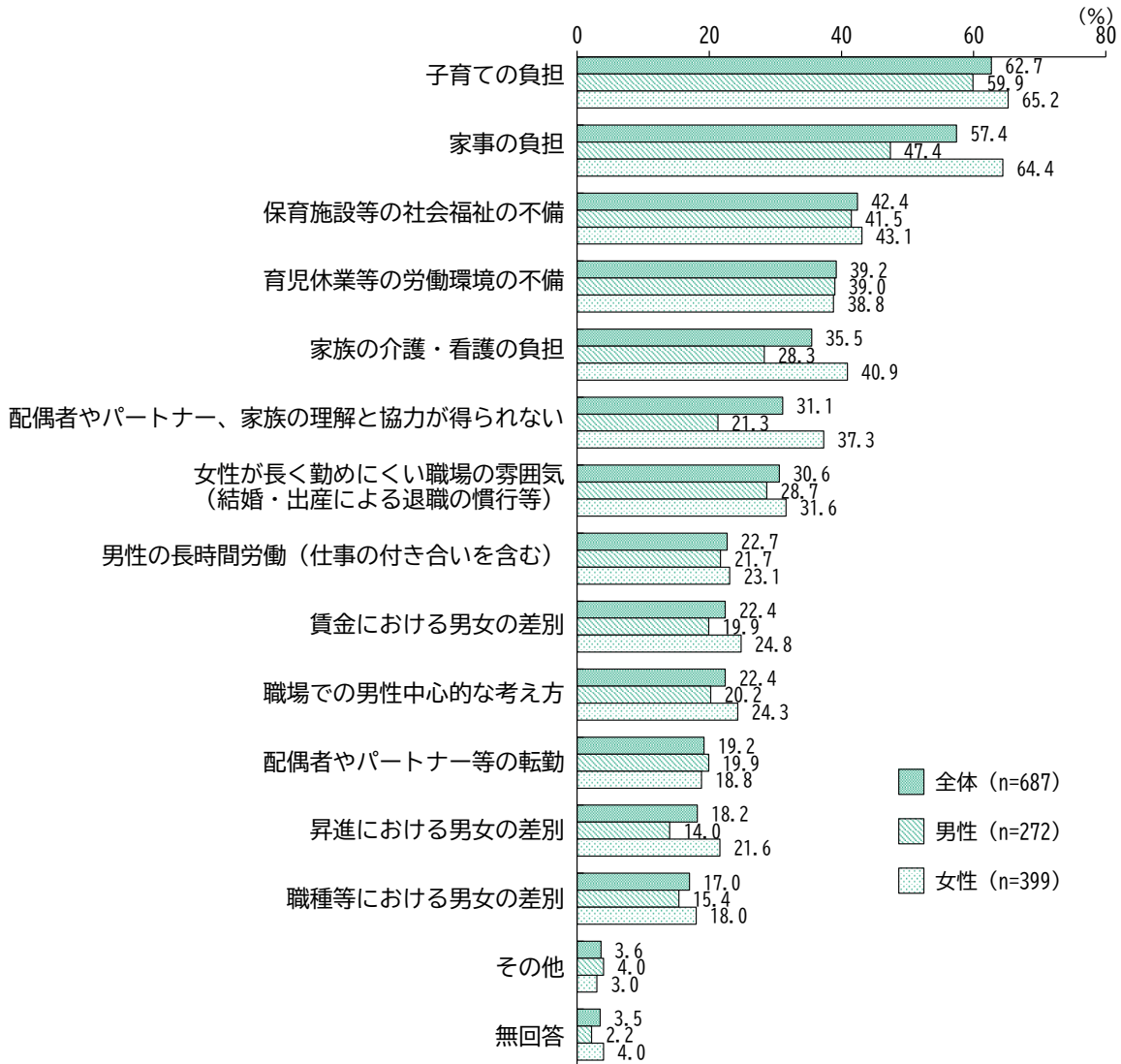
※委員会等については地方自治法(第180条の5)に基づくものが該当

※防災会議については災害対策基本法(第16条)に基づく市町村防災会議が該当(数値は会長を含む)

出典:「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」  
内閣府男女共同参画局 令和7年度

- 令和6（2024）年度の大田区男女共同参画に関する意識調査では、「女性が継続し就業していくうえでどのようなことが支障になっていると思うか」の問いに対し、「子育ての負担」が62.7%で最も多く、次いで「家事の負担」が57.4%、「保育施設等の社会福祉の不備」が42.4%となっています。

＜女性の就労継続の支障になっていること＞



出典：「大田区男女共同参画に関する意識調査」大田区 令和6年

- 女性の就労については、第2章に掲載（18 ページ「4 女性の職業生活の状況」の労働力率のグラフ）のとおり、区の有配偶女性の労働力率は、20代から40代で未婚女性よりも大幅に低くなっており、出産や育児を機に仕事を辞める状況がうかがえます。
- 社会全体では、生産年齢人口が減少し、今後も働き手の減少が続くことが予想される中で、育児への負担や高齢化による家庭内介護・看護の負担などが課題となっています。

## 施策の方向性

### 1 女性の活躍推進及び就労支援・就労継続支援

就労を希望する女性が自らの個性と能力を発揮し、希望に応じた働き方ができるよう職場における女性活躍推進に関する周知・啓発を進めるとともに、女性のチャレンジを支援する取組を進めます。

### 2 子育て世代・介護者への支援

子育て支援制度や介護サービス等を充実させることで、仕事と家庭を両立しながら就労することへの負担感を軽減します。

### 3 政策・方針決定の場における女性の参画促進

審議会等の委員や区職員の管理監督職における女性割合を高める取組を進め、政策・方針決定の場への女性の参画促進を図ります。

◆連携する計画：大田区こども未来計画、大田区地域福祉計画、おおた教育ビジョン等

## 重点事業

No.	事業名	事業内容	所管課
1	女性の活躍推進事業	男女共同参画の視点を持ったリーダー像を学ぶとともに自分のリーダー観の再構築を図る講座を開催します。	人権・男女平等推進課
2	女性の就労支援・就労継続支援事業	様々な分野で女性が希望を持ってチャレンジできるよう再就職や起業に関する講座を開催し、就労を支援するとともに、就労継続につながる講座を実施します。	人権・男女平等推進課
3	ひとり親家庭への家事・育児サポート	中学3年生までの児童・生徒と同居するひとり親家庭等で、一時的な事情により日常生活等の援助が必要な場合にホームヘルパーを派遣し、安心して子育てをしながら生活できるよう家事や育児をサポートします。	子育て支援課
4	乳幼児ショートステイ事業	生後5日から2歳未満の乳幼児を対象に、家庭での養育が一時的に困難な場合やレスパイト（休息）として利用できる宿泊型のサービスです。	子育て支援課
5	一時預かり保育事業	家庭において、緊急又は一時的に保育が困難となった児童を、区内保育施設等で保育します。また、保護者の用事やリフレッシュ等に利用できる一時預かり事業を実施します。	子育て支援課 おおたこども家庭センター 保育サービス課

No.	事業名	事業内容	所管課
6	病児・病後児保育事業	病気の回復期であり通所中の保育所に通えない児童を、医療機関に併設された専用スペースで保育します。	保育サービス課
7	子育て相談	乳幼児期、学童期の子育てに関する情報の提供や、こどもの発達や育児等、こどもや家庭に関する様々な不安や悩みの相談に応じます。また、子育てひろばでは、親子がゆったり過ごしながらか軽に相談でき、親子での交流や情報交換の場とします。	健康づくり課 各地域健康課 子育て支援課 おおたこども家庭センター 各こども家庭センター 保育サービス課 教育総務課
8	教育相談	児童・生徒に関わる様々な問題や悩みについて相談に応じ、自立への支援や望ましい関わり方等について助言等を行います。	教育センター
9	幼児教育相談	幼児の保護者からの相談に電話や来室面談により対応します。また、就学前機関の要請に基づき、当該園を訪問して学級運営上の相談に対応します。	幼児教育センター
10	家族介護者支援事業	介護者の精神的・身体的負担を軽減し、介護者の孤立防止等を図るため、介護に関する各種情報の提供や介護家族会の運営などにより、家族介護者を支援します。 また、仕事と介護の両立等を図るため、ヘルパー派遣や在宅高齢者訪問相談等の充実により、家族介護者を支援します。	高齢福祉課 各地域福祉課
11	審議会などにおける女性委員の積極的任用	大田区の審議会等において、女性を積極的に登用し、女性のいない審議会をなくすよう努めます。	人権・男女平等推進課
12	男女平等の視点に立った採用や昇任に係る取組	職員の採用や昇任に関し、性別にかかわらず意欲・実績・適性などの視点を踏まえて適切に実施します。併せて性別にかかわらず昇任意欲の醸成と受験勸奨に取り組みます。	人事課

## 関連指標

指標項目	現状値	目標値
職場における男女の地位が平等であると回答した区民の割合	令和7年度 男性 42.4% 女性 32.1%	令和12年度 男性 50% 女性 50%
フルタイムで就労していると回答した母親の割合	令和5年度 就学前児童 59.7% 小学校児童 47.3%	令和10年度 就学前児童 62% 小学校児童 56%
区役所における女性管理監督職の割合 ※本指標で使用している値は、すべての職種の職員を対象としており、26ページの「区役所における女性管理監督職（事務）の割合」とは異なります。	令和7年度 36.3%	令和12年度 40%
審議会等における女性委員の割合	令和6年度 30.2%	令和12年度 40%

## ワーク・ライフ・バランスの推進

【大田区女性の職業生活における活躍推進計画】

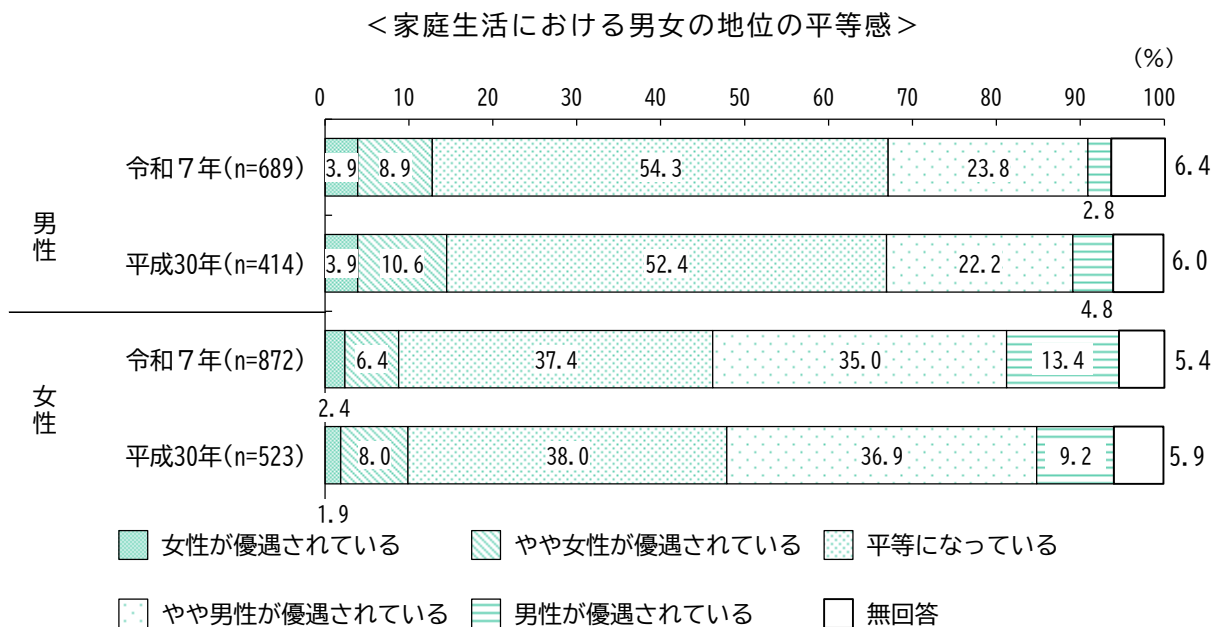
- ①ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発
- ②柔軟な働き方の実現に向けた企業への取組
- ③家庭における男女共同参画に関する取組

### めざす姿

- ①子育てや介護、日常の家事等の割合が、家庭内の男女の性別によって偏ることなく、互いに就労とのバランスをとりながら充実した生活を過ごしています。
- ②企業側の働き方改革への理解が進み、育児休業や介護休業制度等が活用しやすい環境が整備され、女性も男性も働きやすい職場環境が実現しています。
- ③家庭において男女間の家事分担の調和がとれ、男性が子育てや家事に積極的に参画しそれを楽しむことができるとともに、社会全体で子育てを温かく見守る風土が醸成されています。

### 現状と課題

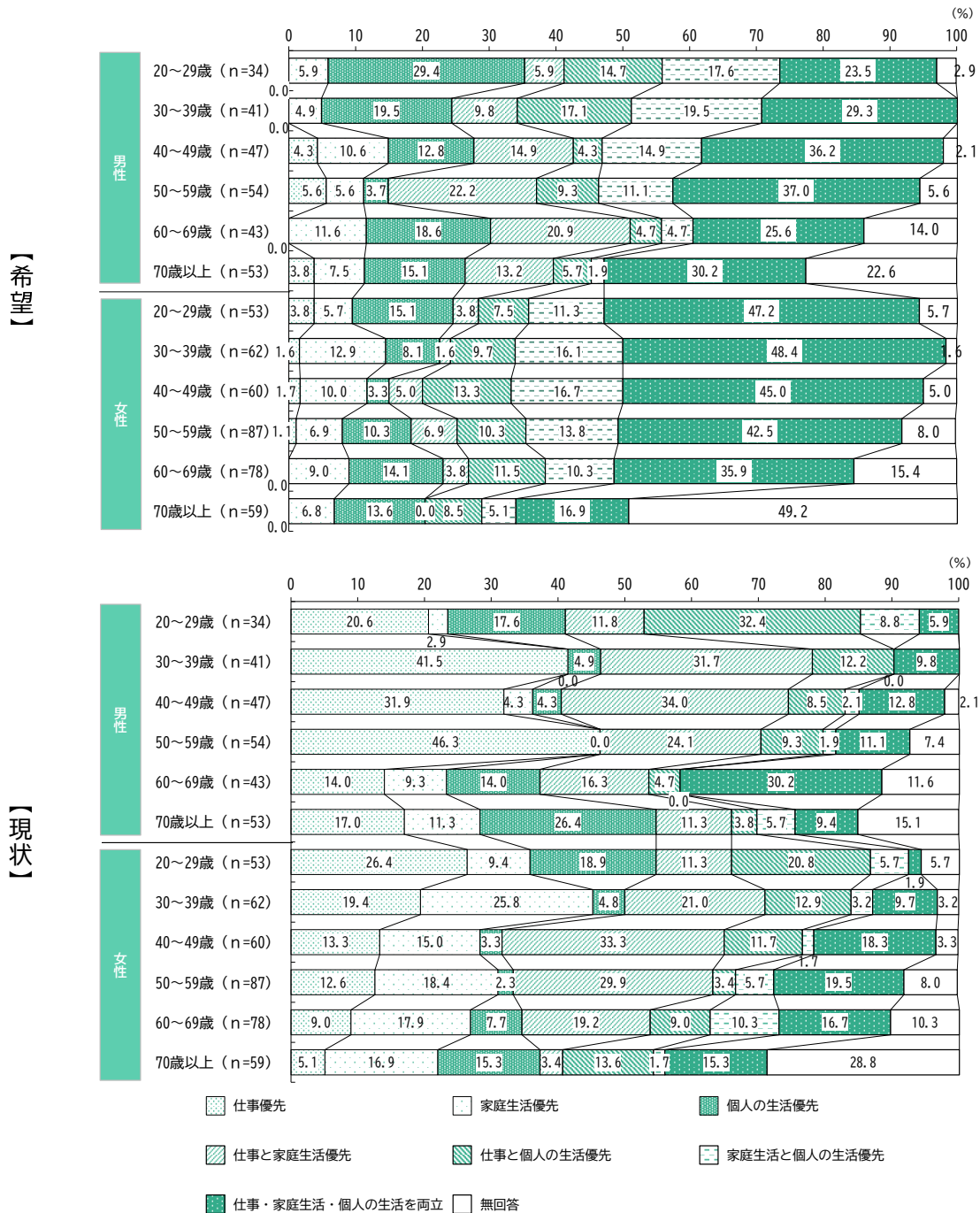
- 第8期プランでは「家庭生活における男女の地位が平等であると回答した人の割合」を指標としていました。平成30(2018)年度は、男性52.4%、女性38.0%に対し、令和7(2025)年度の数値は、男性54.3%、女性37.4%であり、いずれも第8期プラン目標値の62%には届きませんでした。



出典：「大田区政に関する世論調査」大田区

●令和6（2024）年度の大田区男女共同参画に関する意識調査において、ワーク・ライフ・バランスの希望について尋ねたところ、男性30歳～49歳、女性20歳～49歳では「仕事・家庭生活・個人の生活を両立」が最も高くなっています。しかし、現状をみると、男性の30代～40代の働き盛り・子育て世代で「仕事優先」が3割～4割を占めており、特に30代で最も高くなっています。また、女性の30歳～39歳では「家庭生活優先」が25.8%、女性の40歳～49歳では「仕事と家庭生活優先」が33.3%と最も高くなっており、男女ともに希望するワーク・ライフ・バランスを実現できていないことがうかがえます。

<仕事・家庭生活・個人の生活の優先度>



出典：「大田区男女共同参画に関する意識調査」大田区 令和6年

- 令和6（2024）年度の大田区男女共同参画に関する意識調査では、ワーク・ライフ・バランスを進めるために必要なことについて、「無駄な業務・作業の減少」が43.7%と最も多く、次いで「労働時間短縮・フレックスタイム等のしくみが整うこと」が43.2%、「育児・介護の施設やサービスの充実」が34.6%となっています。
- ワーク・ライフ・バランス実現のためには、広くあらゆる立場の人に向けた意識啓発が必要ですが、雇用側である企業への働きやすい職場環境に向けた働きかけも重要です。

## 施策の方向性

### 1 ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発

仕事や家庭、個人の趣味や自己啓発の時間など、様々な活動を自らが希望する割合で調和したライフスタイルの実現に向けて、セミナーや広報活動など、広く区民に向けた意識啓発を図ります。

### 2 柔軟な働き方の実現に向けた企業への取組

事業所等へワーク・ライフ・バランスの理解促進を図り、長時間労働の是正やテレワークの導入など、働きやすい職場環境の見直しや育児・介護休業制度の拡充等の取組の推進を促します。

### 3 家庭における男女共同参画に関する取組

配偶者等とより良い協力関係を築き、ワーク・ライフ・バランスの大切さを考えるための講座や、男性が家事・育児・介護などに積極的に参画するきっかけづくりの講座等を実施します。

◆連携する計画：大田区こども未来計画、おおた健康プラン等

## 重点事業

No.	事業名	事業内容	所管課
1	ワーク・ライフ・バランスに関する理解促進	ワーク・ライフ・バランスの理解と普及を図るため、区民に向けた講座等を開催し、情報誌やホームページ等を通じて情報を提供します。	人権・男女平等推進課
2	労働に関する情報提供	企業担当者向けセミナーを開催し、労働基準法及び男女雇用機会均等法等の法令や育児・介護休業の制度、パートタイム労働者向けの情報などを提供します。	人権・男女平等推進課
3	男性の家事・育児・介護参画講座	男性の家事や育児、介護などへの参画を促すため、実践的な内容を取り入れた講座を開催します。	人権・男女平等推進課

No.	事業名	事業内容	所管課
4	男性向け意識啓発事業	既婚男性だけでなく独身男性も対象とした男性学講座を開催します。男性がジェンダー視点を学ぶことで、男女共同参画の意識啓発を推進します。	人権・男女平等推進課
5	出産準備教室	妊婦及びパートナーが、妊娠、出産、新生児期の育児方法等について学ぶとともに、子育て家庭同士の交流を促します。より多くの方が参加しやすいよう平日に加え、土曜日にも開催します。	健康づくり課 各地域健康課
6	キッズなパパの子育て応援講座	父親と子どもで楽しく遊び、男性の育児を応援し、子育て中の父親が交流や情報交換ができる機会を提供します。	おおたこども家庭センター
7	父親支援セミナー	男性を対象に男性の育児時間の作り方、こどもの接し方、父親が子育てをする効果などの講義を行います。	健康づくり課

## 関連指標

指標項目	現状値	目標値
家事（料理、洗濯、掃除等）について、配偶者・パートナーとの分担状況に満足していると回答した区民の割合	なし	令和11年度 男性 70% 女性 70%
家事・育児等に費やす時間（平日）の男女差	令和6年度 154.4分差 （女性 208.3分－ 男性 53.9分）	令和11年度 減らす
家庭生活における男女の地位が平等であると回答した区民の割合	令和7年度 男性 54.3% 女性 37.4%	令和12年度 男性 57% 女性 48%
区男性職員における育児休業の取得率	令和6年度 73.3%	令和12年度 85%

## 生涯を通じた男女の健康支援

- ①セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ  
（SRHR：Sexual Reproductive Health and Rights）の啓発
- ②生涯を通じた健康づくりへの支援

### めざす姿

- ①性別にかかわらず誰もが妊娠や出産の知識や身体の健康意識を持ち、妊娠や出産のほか、感染症や更年期等についての正しい知識が普及しています。
- ②健康診断や健康相談等の適切な指導により、生涯を通じた健康な身体づくりができる体制が充実しています。

### 現状と課題

- 総務省「労働力調査」によると、令和7（2025）年の労働力人口（年平均）は、女性が3,200万人、男性が3,805万人であり、労働力人口全体に占める女性の割合はおよそ45.7%で、この数値は0.2ポイント程度、毎年上昇しています。
- 令和7（2025）年に改正された女性活躍推進法の基本原則において、「女性の職業生活における活躍の推進にあたっては、女性の健康上の特性に留意して行わなければならない」ということが盛り込まれました。

#### コラム セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツとは

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツとは、自分の体、性や生殖について、誰もが十分な情報を得られ、自分の望むものを選んで決めるために必要な医療やケアを受けられ、心身ともに健康に充実した人生を生きるための権利です。

平成6（1994）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、日本語では「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。性の知識を正しく得ることで性別を問わず身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提とされています。

##### ◇リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖の健康）

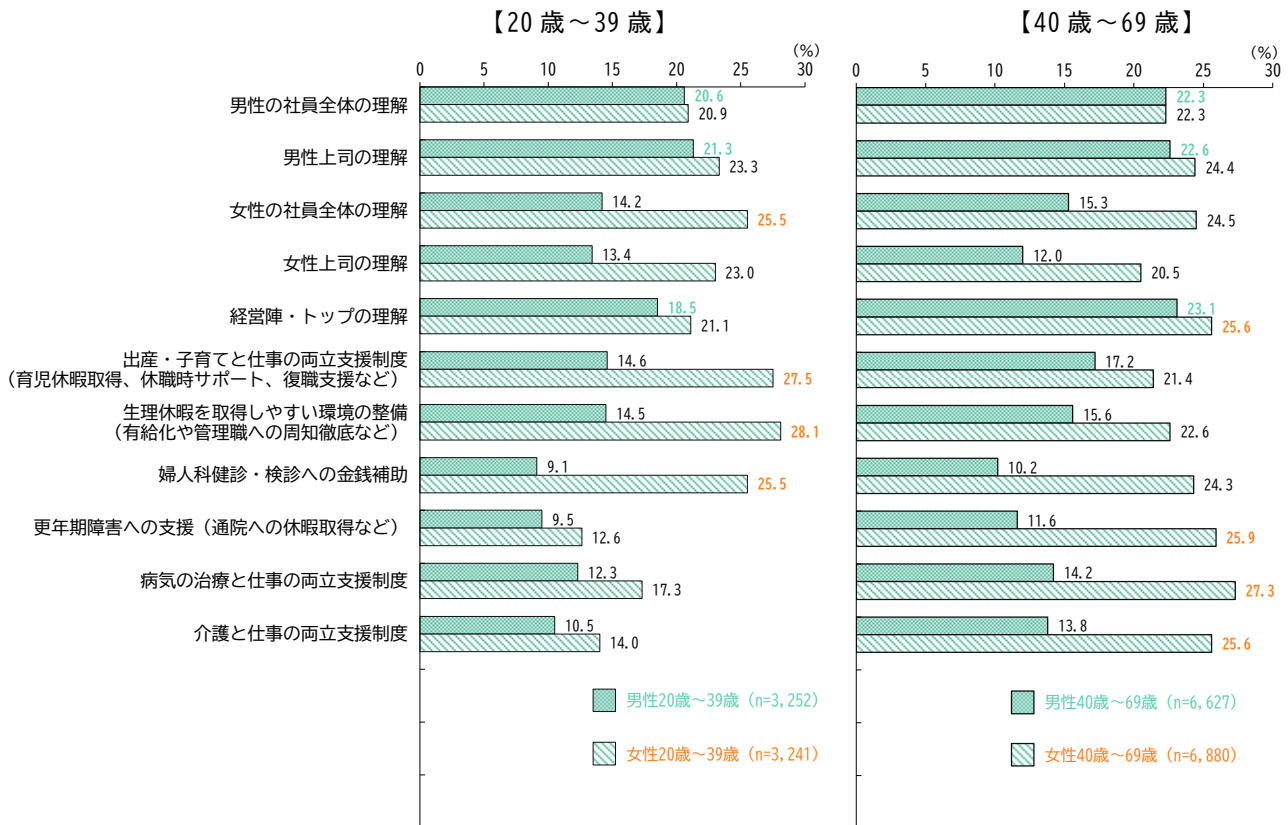
生涯にわたって性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを指しています。

##### ◇リプロダクティブ・ライツ（性と生殖の権利）

性と生殖に関して自分の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利です。

- 令和5（2023）年に内閣府の実施した「男女の健康意識に関する調査」において、女性特有の健康課題に対して職場にどのような配慮があると働きやすいか尋ねたところ、女性20歳～39歳では「生理休暇を取得しやすい環境の整備」が最も高く、女性40歳～69歳では「病気の治療と仕事の両立支援制度」が最も高く、次いで「更年期障害への支援」となっています。

＜女性特有の健康課題に対して職場に求める配慮＞



※選択肢は抜粋、上位3項目に男性は緑色、女性はオレンジ色で着色

出典：「令和5年度 男女の健康意識に関する調査」内閣府

- 働く女性の月経、妊娠、出産等、女性特有の健康課題に向き合い、自身が正しい知識を持ちセルフケアするとともに、男性への理解促進と、企業については働きやすい職場環境づくりを進めることが大切です。

## 施策の方向性

### 1 セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（SRHR）の啓発

妊娠や出産等に伴う特有の問題は、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点を踏まえることが大切です。誰もが安心して妊娠や出産・子育てができるよう、正しい知識の定着と周囲の人の理解のため、広く理解啓発を図ります。

## 2 生涯を通じた健康づくりへの支援

思春期、妊娠・出産期、更年期など、各段階の身体的変化に考慮し、ジェンダー特有の疾病の予防について、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、女性については出産・産後の母体ケア等に関する事業など、各種健康診断等の充実を図ります。

◆連携する計画：おおた健康プラン等

## 重点事業

No.	事業名	事業内容	所管課
1	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（SRHR）の啓発講座等	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を学び、妊娠や出産、ジェンダー特有の健康課題について知るセミナーを開催します。	人権・男女平等推進課
2	エイズ及び性感染症の予防対策	エイズ及び性感染症の予防のための電話相談、来所相談、抗体検査、保健指導を実施します。また、エイズ及び性感染症の予防や患者に対する偏見・差別の撤廃のための正しい知識の普及啓発事業を実施します。	感染症対策課
3	健（検）診の実施と健康づくりに向けての知識の普及	各種の健（検）診を実施し、健康改善に向けた指導を充実します。また、健康づくりから生活習慣病の予防まで、知識の普及啓発と実践のため、各種講習会や講座を実施します。	健康づくり課
4	妊婦健康診査事業	妊婦を対象に、安心して出産ができるように妊婦健康診査受診券、超音波検査券を交付します。	健康づくり課
5	産後ケア事業	産後1年未満の母親の身体的・心理的な安定を図るため、訪問・外来型、日帰り型、宿泊型、グループケア型による支援を行います。	健康づくり課

## 関連指標

指標項目	現状値	目標値
「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」という言葉を知っている区民の割合	なし	令和11年度 20%
主観的健康感（現在の健康状態はよいと回答した区民の割合）	令和7年度 65.5%	令和12年度 増やす

